

飲食店における受動喫煙防止に向けた取組状況調査  
報告書

平成26年3月



東京都福祉保健局

## はじめに

東京都は、平成25年3月、「東京都健康推進プラン21（第二次）」を策定し、都民の健康づくりにおいて重要な、たばこによる健康影響を防止するため、喫煙の健康影響についての普及啓発や未成年者の喫煙防止、禁煙希望者への支援等に取り組んでいます。

受動喫煙の健康影響の普及啓発については、健康増進法（第25条）で受動喫煙防止の努力義務が規定されている施設管理者を対象とした研修会や、都民や飲食店向けのリーフレット、職場向けのハンドブックの作成・配布などを行っています。

平成18年、都が行った都民健康・栄養調査では、受動喫煙の機会があった場所として、「飲食店」をあげる人が73.1%と最も多い結果が得られました。そこで、平成20年12月に、都内の飲食店における受動喫煙防止対策の実施状況や課題を把握するため、実態調査を行い、その結果を踏まえ、飲食店等の店頭に表示する「禁煙・分煙」ステッカーの作成・配布などの取組を進めてきました。

今回、前回調査から5年が経過したことから、飲食店等の現在の取組状況を把握し、今後の施策の参考とするため、前回と同内容の調査を実施しました。

この報告書は、その調査結果を取りまとめたものです。関係者の皆様の受動喫煙防止対策に役立てていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に当たり、御協力いただきました都内の飲食店、ホテル、百貨店、外食チェーン店等の企業、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

平成26年3月

東京都福祉保健局保健政策部長

高橋郁美



# 目次

## 第Ⅰ部 調査概要

1	調査目的	3
2	調査期間	3
3	調査の概要	3
(1)	飲食店対象の調査	3
①	アンケート調査	3
②	ヒアリング調査	3
③	アンケート調査回収結果	3
(2)	企業対象の調査	4
①	アンケート調査	4
②	ヒアリング調査	4
③	アンケート調査回収結果	5
4	この調査における禁煙・分煙等の定義	5
5	その他	6

## 第Ⅱ部 飲食店調査の結果

1	アンケート調査	9
(1)	回答者の属性	9
①	業種	9
②	経営形態	11
③	客席数	12
(2)	受動喫煙に関する知識	14
①	健康への影響の認知度	14
②	健康増進法上の努力義務の認知度	15
③	厚生労働省健康局長通知の認知度	19
(3)	受動喫煙に関する情報の入手方法	21
(4)	禁煙・分煙の状況	22
①	禁煙・分煙の状況	22
②-1	対策をしていない理由	28
②-2	対策をしていない飲食店の今後の予定	32
③-1	全面禁煙とした理由	37
③-2	全面禁煙のメリット	39
③-3	全面禁煙のデメリット	41
③-4	全面禁煙の飲食店の今後の予定	42
④	分煙の種類	43
⑤	空間分煙の内容	44
⑥-1	完全分煙とした理由	46
⑥-2	完全分煙のメリット	48
⑥-3	完全分煙のデメリット	49
⑥-4	完全分煙の飲食店の今後の予定	50
⑦-1	喫煙席と禁煙席に分ける分煙とした理由	51
⑦-2	喫煙席と禁煙席に分ける分煙のメリット	53
⑦-3	喫煙席と禁煙席に分ける分煙のデメリット	54
⑦-4	喫煙席と禁煙席に分ける分煙の飲食店の今後の予定	55
⑧-1	時間分煙とした理由	56

⑧-2	時間分煙のメリット	58
⑧-3	時間分煙のデメリット	59
⑧-4	時間分煙の飲食店の今後の予定	60
(5)	禁煙・分煙の取組の表示	61
①-1	禁煙や分煙のステッカー等による表示の状況	61
①-2	表示の場所	63
①-3	表示しているステッカーなど	64
①-4	表示によるメリット	65
①-5	禁煙や分煙のホームページ等での紹介	66
②-1	表示していない理由	67
②-2	今後表示する予定	68
(6)	東京都作成の店頭表示用ステッカーについて	69
①	店頭表示用ステッカーの認知度	69
②	店頭表示用ステッカーの活用希望	70
(7)	東京都への要望	71
(8)	その他の意見	73
2	ヒアリング調査	78
(1)	ヒアリング調査の主な質問項目	78
(2)	ヒアリング調査対象	78
(3)	ヒアリングでの主な意見等	80
①	対策を実施したきっかけや理由	80
②	対策実施の成果やお客様の反応等	81
③	実施に当たっての対応、工夫	81
(4)	参考事例	83

### 第Ⅲ部 企業調査の結果

1	アンケート調査	95
(1)	受動喫煙防止の取組方針	95
①	取組方針の内容	95
②-1	全店共通の取組方針の内容	96
②-2	全店共通の取組方針の理由	97
③	店ごとの対策の決定の理由	99
④	取組方針を決定する予定	100
(2)	禁煙や分煙の取組の表示	101
①	表示の方針の有無	101
②	表示しているステッカーなど	102
③	今後表示する場合の表示物	103
2	ヒアリング調査	104
(1)	ヒアリング調査の主な質問項目	104
(2)	ヒアリング調査対象	104
(3)	参考事例	105

### 参考資料

飲食店調査票	109
企業向け調査票	121
厚生労働省健康局長通知 (平成22年2月25日付健発0225第2号)	125

## 第 I 部 調査概要

---



## 1 調査目的

健康増進法第 25 条の該当施設である飲食店における、受動喫煙防止対策の実施状況等を把握し取組事例を収集するとともに、ホテルや百貨店内のレストラン、外食チェーン店等の受動喫煙防止対策について、経営する企業の取組方針等の把握や取組事例の収集を行う。

これにより、今後の飲食店における受動喫煙防止対策の推進方策検討のための基礎資料とする。

## 2 調査期間

平成 25 年 12 月から平成 26 年 2 月

## 3 調査の概要

### (1) 飲食店対象の調査

#### ① アンケート調査

##### (ア) 調査対象及び抽出方法

総務省「平成 24 年経済センサス-活動調査」の業種大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類「飲食店」から無作為抽出した 4,000 店（島しょを含む都内全域）

（表 1-2 産業分類別内訳 参照）

##### (イ) 調査方法

郵送配布留置き、郵送回収

#### ② ヒアリング調査

##### (ア) 調査対象

アンケート調査回答者のうち、50 店

##### (イ) 調査方法

個別訪問により調査員が実施

#### ③ アンケート調査回収結果

表 1-1 飲食店調査回収結果

発送数	回収数	回収率
4,000	1,061	26.5%

表 1-2 調査対象の産業分類別内訳

産業分類	件数	構成比
宿泊業、飲食サービス業	-	-
飲食店 合計 (管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	3,999	100.0%
食堂、レストラン(専門料理店を除く)	253	6.3%
専門料理店	1,399	35.0%
日本料理店	424	10.6%
料亭	3	0.1%
中華料理店	215	5.4%
ラーメン店	139	3.5%
中華料理店、ラーメン店 格付不能	83	2.1%
焼肉店	108	2.7%
その他の専門料理店	139	3.5%
料亭、その他の専門料理店 格付不能	288	7.2%
そば・うどん店	249	6.2%
すし店	190	4.7%
酒場、ビヤホール	893	22.3%
バー、キャバレー、ナイトクラブ	528	13.2%
喫茶店	333	8.3%
その他の飲食店	155	3.9%
ハンバーガー店	40	1.0%
お好み焼き・焼きそば・たこ焼店	59	1.5%
他に分類されないその他の飲食店	56	1.4%

## (2) 企業対象の調査

### ① アンケート調査

#### (ア) 調査対象

ホテル、百貨店、外食チェーン、フランチャイズ等の関係団体(※)の会員で、都内に本社のある企業のうち、231社

#### ※ 調査協力関係団体

一般社団法人日本ホテル協会、  
日本百貨店協会、  
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、  
一般社団法人日本フードサービス協会

#### (イ) 調査方法

郵送配布留置き、郵送回収

### ② ヒアリング調査

#### (ア) 調査対象

アンケート調査回答企業のうち、21社

#### (イ) 調査方法

個別訪問により調査員が実施

### ③ アンケート調査回収結果

表 1-3 企業調査回収結果

発送数	回収数	回収率
231	107	46.3%

## 4 この調査における禁煙・分煙等の定義

この調査においては、以下のとおり定義する。

### (1) 禁煙

全ての営業時間帯において、店内で喫煙できないこと

### (2) 空間分煙

#### ① 完全分煙

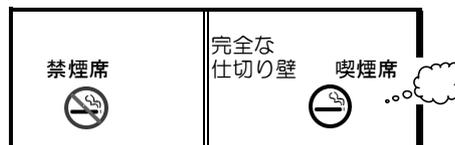
煙が流れないように、喫煙室又は仕切り壁を設置するなど、喫煙席と禁煙席を区分すること

《完全分煙の例》

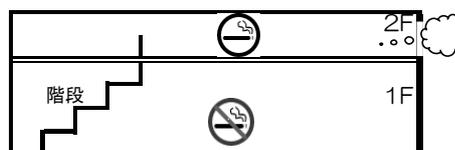
- 同じフロアに喫煙室を設けている  
(煙は屋外に排気)



- 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている (煙は屋外に排気)



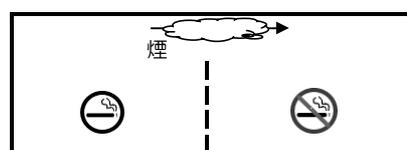
- 喫煙階 (上の階) と禁煙階 (下の階) に分けている  
(禁煙階には煙は流れない)



#### ② 喫煙席と禁煙席に分ける分煙

喫煙席と禁煙席とを分けているが、禁煙席にも煙が流れること

- ついたてやカーテン等で分けているが、禁煙席に煙は流れる



(3) 時間分煙

ランチタイムなど特定の時間帯を設けて、その時間帯においては店内で喫煙できないこと

5 その他

- (1) アンケート調査結果の集計に当たっては、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならないことがある。
- (2)  $n$  は当該設問の回答者数（母数）である。
- (3) 複数の回答が可能な設問では、構成比の合計が 100%を超える場合がある。